

第8章 職員の生涯設計について

高齢化社会への対応に配慮しつつ、職員の新陳代謝を促し、長期的な展望に立った計画的かつ安定的な人事管理を促すため、昭和60年度から、地方公務員に定年制が実施されました。これに併せて、定年退職後の職員に対する再雇用制度を導入しました。

また、公的年金の定額部分の支給開始年齢が平成13年度から平成25年度まで、段階的に65歳に引き上げられることを勘案し、60歳代前半の生活を雇用と年金により支えるという地方公務員法の改正趣旨から平成14年度に定年退職者を対象とする再任用制度を導入しました。

なお、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が平成25年度から平成37年度まで、段階的に65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図ることが官民共通の課題となっています。

地方公務員については、地方公務員法に基づく技術的助言として、総務副大臣から平成25年3月29日付で「地方公務員の雇用と年金の接続について」が示され、特別区人事厚生事務組合からは労使協議における合意内容として、平成25年9月11日付で「特別区職員の雇用と年金の接続への対応について」が示されました。これらを受けて区としても再任用制度の運用について見直しを図りました。

見直しの内容としては、定年退職後に無収入期間が発生しないよう、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の段階的な引き上げに合わせて、再任用職員への採用を希望した定年退職職員について、原則として再任用職員として採用する、と整理しました。

これらの制度により、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ、長年区政に携わってきた退職職員の豊富な経験と能力を有効に活用し、区民サービスの向上を図っているところです。

この章では、以上のような職員退職の状況、生涯設計について説明します。

1 退職

(1) 退職の類型

退職は定年退職、普通退職、勧奨退職等に分かれます。

① 定年退職

当該職員が60歳（医師は65歳）に達した日以後における最初の3月31日を迎えた場合

② 普通退職

当該職員が退職の希望を申し出て、区長が承認した場合

③ 勧奨退職

50歳以上55歳未満、区歴25年の者で勧奨に応じて退職した場合

55歳以上58歳未満、区歴20年の者で勧奨に応じて退職した場合

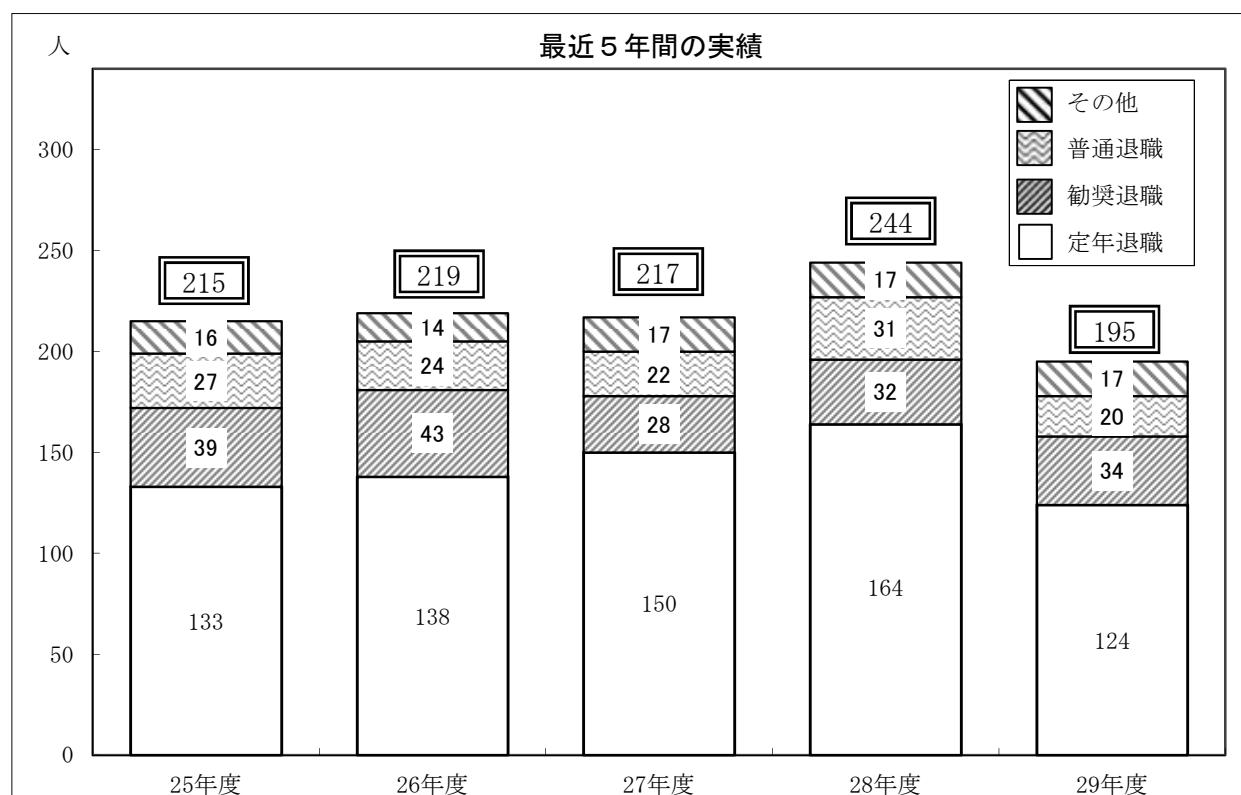
58歳以上、定年の前日までの者で勧奨に応じて退職した場合

④ その他

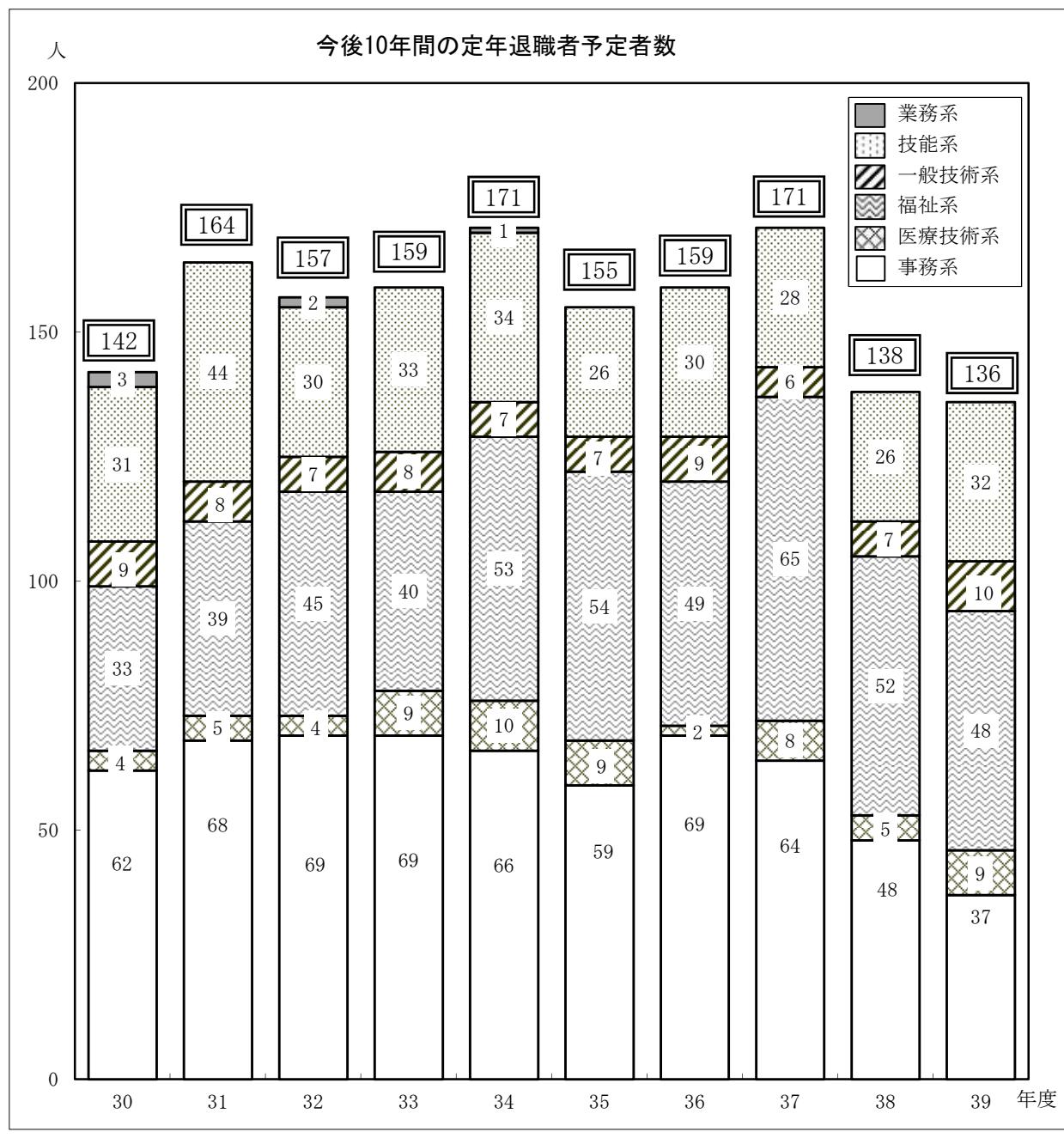
上記のほかに以下の事由で退職をする場合があります。

- ・欠格条項該当による失職（地方公務員法第28条の4）
- ・任用期間の満了（地方公務員法第22条第2項）
- ・分限免職（地方公務員法第28条第1項）
- ・懲戒免職（地方公務員法第29条第1項）
- ・死亡退職
- ・交流転出（東京都、特別区間の人事交流に伴う転出）
- ・併任解除（他の自治体から派遣された職員が、派遣を解除された場合）

(2) 類型別退職者の推移



(3) 今後の定年退職者数の見込み



ポイント

平成30年度以降、130～170人程度の定年退職予定者数が約10年間続く見込みです。

このため、業務のノウハウの確実な継承と、行政運営のさらなる効率化を図り、区民サービスの低下にならない体制を目指します。

2 再任用・再雇用制度

(1) 制度の趣旨

① 再任用

本格的な高齢社会に対応し、高齢職員の知識・経験を積極的に活用することにより、区民サービスの向上と行政の効率的運営を図るとともに、年金制度の改正に合わせ、60歳代前半の生活を雇用と年金により支えるという地方公務員法等の改正の趣旨に基づき、平成14年度に高齢職員の雇用制度として導入しました。

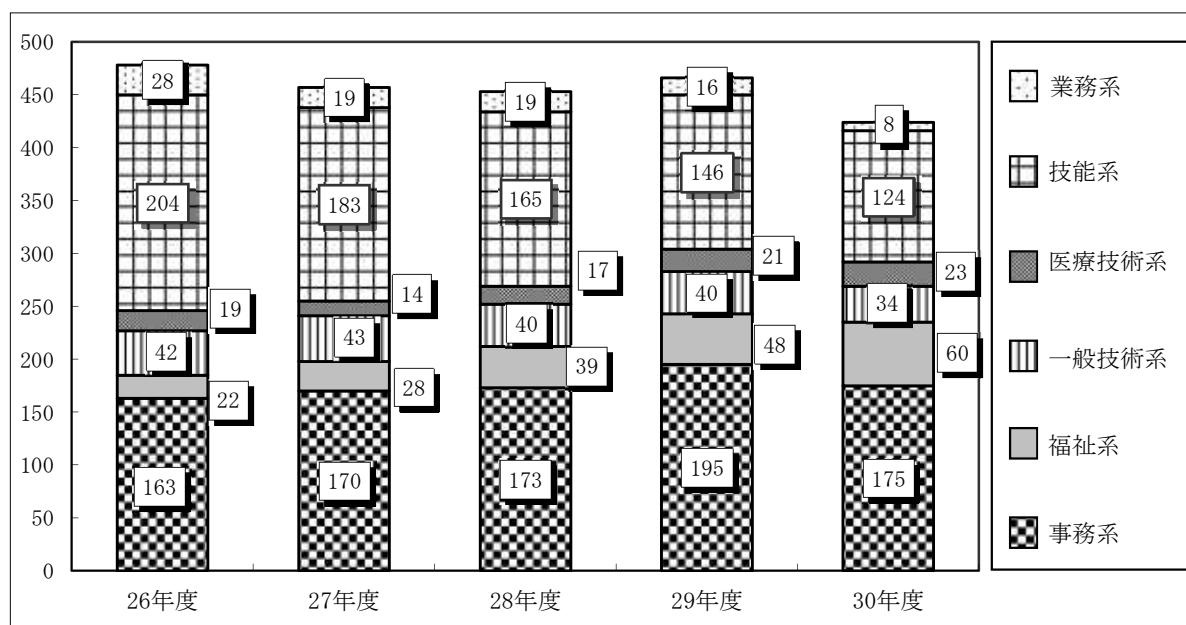
② 再雇用

定年又は勧奨退職した職員の豊富な経験と能力を、区政の円滑かつ効率的運営のため有効活用し、区民サービスの向上に資することを目的として、再雇用職員を雇用しています。

(2) 再任用・再雇用職員制度の概要

	再任用職員	再雇用職員
根 拠	地方公務員法第28条の4・5・6	地方公務員法第3条第3項第3号
地方公務員法上の職の位置づけ	一般職	特別職
対象者	定年退職者等	定年退職者、勧奨退職者及び再任用任期満了者
任期等	<ul style="list-style-type: none">・任期は1年・上限年齢は65歳・選考により採否を決定	<ul style="list-style-type: none">・任期は1年・再度の任用は4回を限度※上限年齢は65歳。勧奨退職者は年齢に関係なく退職から5年間を限度・選考により採否を決定
勤務時間	<ul style="list-style-type: none">・雇用と年金の接続の対象者については原則として、フルタイム勤務職員として採用[雇用と年金の接続の再任用の任期] S28.4.2~30.4.1生まれ 61歳まで S30.4.2~32.4.1生まれ 62歳まで S32.4.2~34.4.1生まれ 63歳まで S34.4.2~36.4.1生まれ 64歳まで S36.4.2以降生まれ 65歳まで・短時間勤務職員の勤務形態 週31時間(7時間45分×4日/週)	<ul style="list-style-type: none">・7時間45分×12日/月
休憩時間	<ul style="list-style-type: none">・定年前職員と同じ	<ul style="list-style-type: none">・定年前職員と同じ
休暇等	<ul style="list-style-type: none">・基本的には定年前職員と同様ただしリフレッシュ休暇を除く・育児休業、部分休業は取得できる期間が定年前職員と異なる	<ul style="list-style-type: none">・年次有給休暇…暦年12日・公民権行使等休暇、慶弔休暇、介護休暇…定年前職員と同じ・夏季休暇…暦年で3日を限度・病気休暇…年間で5日・ほか勤務免除(無給)規定あり
給与等	給与、職務に関連する手当、旅費を支給	報酬(基本報酬、通勤手当相当額)、費用弁償を支給

① 再任用職員数(職種別)の推移



ポイント

再任用職員は、一般職として定年前職員と同様に本格的な職務に従事しています。

再任用職員の知識と経験を活用し、円滑・効率的な行政運営を確保しています。

22年度に再任用職員の任期の末日に関する経過措置が終了し、再任用可能期間が延長（5年間）されたため、26年度以降、再任用職員数が増加しています。

23年度から、一般職員でのフルタイム勤務職員の任用を行っています。

26年度から、雇用と年金の接続の対象となる職員が、再任用職員への採用を希望した場合は、原則として再任用職員として採用するものとしています。

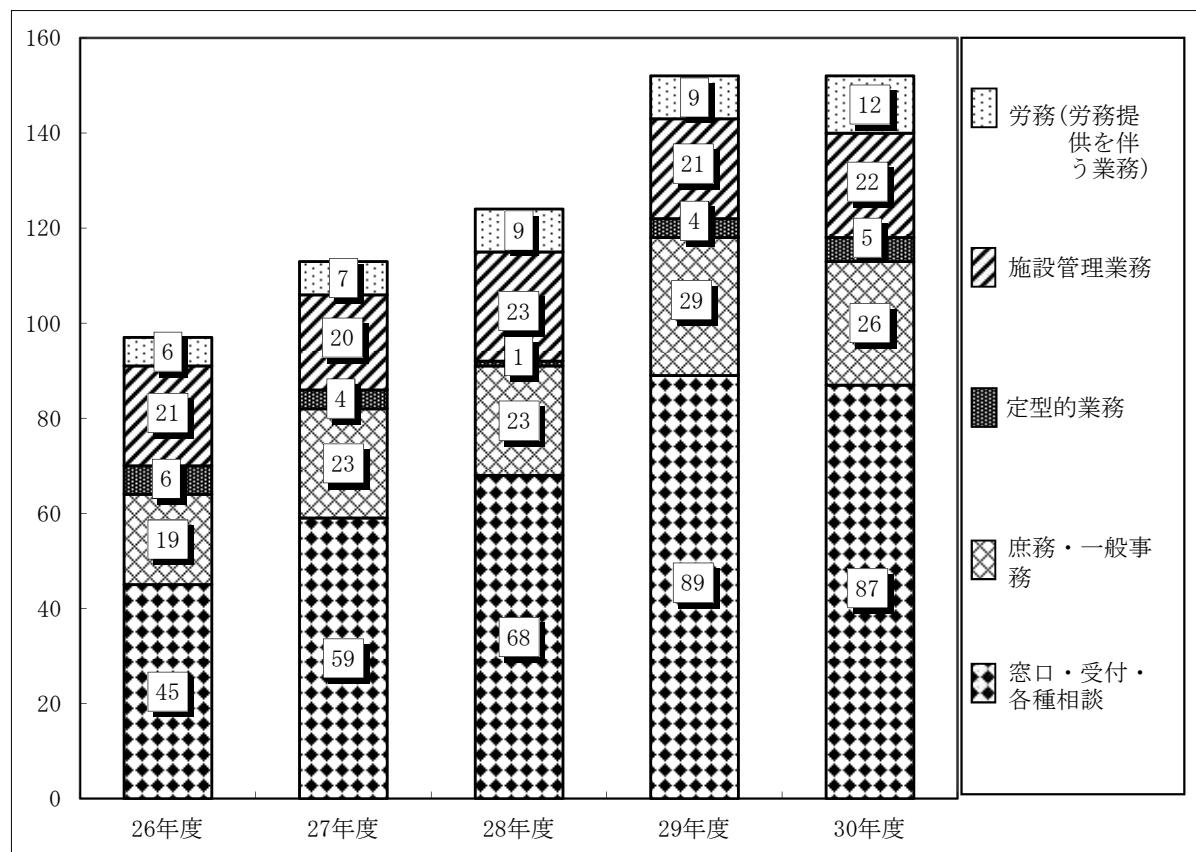
用語説明

再任用職員は、原則として退職時と同じ職種（職務名）に採用されます。

平成30年度に採用されている職種（職務名）は次のとおりです。

- ・ 事務系…事務
- ・ 福祉系…福祉（福祉、保育士、児童指導）
- ・ 一般技術系…土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究
- ・ 医療技術系…栄養士、保健師、看護師、検査技術、歯科衛生、診療放射線
- ・ 技能系…技能 I (介護指導・自動車運転)、技能 II (警備)、
技能 III (調理、用務、作業 II)、技能 V (自動車運転 II)、技能 VI (作業 III)
- ・ 業務系…業務

②再雇用職員数(業務別)の推移



ポイント

再雇用職員は、特別職の非常勤嘱託員として補助的な職務に従事しています。

再任用職員と同様に、再雇用職員についても知識と経験を活用し、円滑・効率的な行政運営を確保しています。

18年度から、再雇用職員の勤務形態を整理し、月12日勤務に改めています。

3 管理職員の再就職状況に関する公表

(1) 目的

平成 26 年 5 月に地方公務員法が改正され、地方公共団体は、職員の退職管理の適正を確保するために必要な措置を講ずることが規定されました。

大田区では、「職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき、区を離職した管理職員が営利企業等に再就職した場合、その状況を把握し、公表を行っています。

(2) 内容

① 対象者

平成 30 年 3 月 31 日以降に大田区を離職した管理職員

② 再就職状況の届出

管理職員で、離職後 2 年以内に営利企業等に再就職した者は、再就職後 2 か月以内に所定の届出書を区長へ提出することとしています。

③ 再就職先状況の公表

届出のあった再就職者の氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日を毎年 7 月に大田区ホームページに公表します。

○平成 30 年 7 月に公表した再就職者情報

離職時役職	離職年月日	再就職先名称	再就職先役職	再就職年月日
議会事務局長	平成 30 年 3 月 31 日	アロマスクエア株式 会社	総務部長代 理	平成 30 年 4 月 1 日

用語説明

- ・**管理職員** 職員の職名に関する規則（昭和 59 年規則第 39 号）に定める参事、専門参事、副参事及び専門副参事の職層にある者をいいます。
- ・**再就職者** 退職職員で、営利企業等に再就職した者をいう。
- ・**営利企業等** 営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）